

豊橋市立栄小学校 いじめ防止基本方針

令和5年4月

1 いじめの定義

○「いじめ」とは、当該児童が、一定の人間関係のある者から心理的（ネットでの誹謗中傷、間接的な攻撃も含む）・物理的な攻撃（金品の詐取等）を受けたことにより、精神的に苦痛を感じているものを指す。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童の立場に立って行う。

○起こった場所は、学校の内外を問わない。

＜指導にあたって＞

- ・いじめは頻度やダメージの大きさに関わらず、たった一度であってもいじめに変わらない、その一回が児童に大きな傷を背負わせるかもしれないという気持ちで指導にあたる。
- ・いじめは、被害児童と加害児童だけの問題ではなく、周りではやし立てる者（観衆）や見て見ぬふりをする（傍観者）もいじめを助長する存在になることを認識させること。
- ・「いじめは絶対に許されない行為である」という一貫した強い姿勢を貫くこと。
- ・いじめは児童同士だけの問題ではなく、教職員の児童観や言動が、大きな影響力を与えることを十分に認識する。

※いじめられている子の心に寄り添うことが大切。いじめられる子にも原因があるというような言動は断じてならない。

2 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、被害を受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係を作り、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

さらに、目の前の問題に対する解決的指導だけではなく、児童の発達を支援、成長を促すという視点から、積極的な指導を充実させる。（令和4年度改訂 生徒指導提要より）

3 いじめ防止対策組織

この組織としては、本校においては「生活サポート委員会」及び「いじめ調査委員会」がその役割を担う。いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。

(1)「生活サポート委員会」の役割

① 構成メンバー

校長、教頭、教務主任、校務主任（生活サポート主任）、学年主任、生徒指導主任、養護教諭（必要に応じて、当該学級担任、スクールカウンセラー、SSW、ココエール職員等）

② 役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

- ・毎月実施する「心のふり返りアンケート」や前後期1回ずつ実施する「親子でふりかえりアン

ケート」の分析から本校におけるいじめの実態を把握した上で、いじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・毎月実施する「児童理解の会」において、全職員で周知を図るとともに、全教職員と情報交換並びに協議を行い、いじめの解決に向けての方策を話し合う。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価の結果等を発信する。

4 いじめ防止等に関する具体的な取り組み

この基本方針と豊橋市教育委員会策定の「いじめの予防、早期発見・早期対応マニュアル」および「子どもの自殺予防マニュアル」をもとに取り組んでいく。

(1) いじめの未然防止の取り組み

①学級・学習集団の育成

- ・児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。
- ・児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

②道徳教育・体験活動の充実

- ・教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ・情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

③問題解決力・コミュニケーション能力の育成

- ・議論や討論を通して、自分の思いを伝えるとともに、問題を解決する力を身につけ、いじめ問題を解消していくための主体的な活動に取り組ませる。

④人権週間における取り組み

- ・人権週間には、絵本や道徳教材を通して、いじめ（に関わる内容）の授業を実践する。
- ・人権標語やポスターなどの作品に積極的に応募する。
- ・心をこめた挨拶や言葉遣いに取り組む。

⑤性的マイノリティ、多様な背景を持つ児童への対応

- ・性同一性障害や性的傾向について、教職員が正しく理解する。
- ・性的マイノリティとされる児童への配慮と、他の児童への配慮との均衡を保った支援を進める。
- ・発達障害、児童の家庭環境についての理解と対応を進める。

(2) いじめの早期発見の取り組み

- ・毎月の「心のふり振り返りアンケート」や教育相談、「親子でふり振り返りアンケート」（年2回）を実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- ・ハイパーQの結果から、学級の所属感を把握し、個別に面談を実施する。
- ・教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ・校内相談室を整備し、児童が相談しやすい環境を整える。
- ・外部の相談窓口（ココエール、こどもSOS ほっとライン等をHPへアップし、周知・啓発を図る。
- ・教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、事例研修やカウンセリング講習会など、講師を招致した実践的な校内研修を実施する。

(3) いじめに対する措置

- ・「心のふり返しアンケート」の実施にあわせて個別面談を行い、いじめ問題の早期発見を行う。
- ・常にアンテナを高くもち、児童の言動の観察に努めるとともに、日記等で悩みを把握する。
- ・いじめの発見・通報を受けたら、管理職への報告後、学年会や生徒指導部会を中心に組織的に対応する。
- ・被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ・事実確認に際し、被害児童に加え加害児童からの背景や理由等、丁寧に話を聞く。
- ・加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ・教職員の共通理解、保護者の協力のもと、市教育委員会担当指導主事やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や、必要に応じて警察、児童相談所、スクールロイヤー等の関係機関と連携・協働し、ネットワーク型支援チームによる組織的な対応を検討していく。
- ・いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ・ネット上のいじめへの対応については、情報モラル講座等を実施するとともに、必要に応じて警察署等とも連携して取り組む。

5 いじめの相談窓口

いじめについて相談することや、通知することの大切さを伝えるとともに、相談できる場所や人、関係機関を紹介していく。なお、相談者に対しては、充分に配慮の上、迅速かつ適切に対応する。

(1) 学校のいじめの相談窓口

校長、教頭、生活サポート主任、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、SSW 等
その他、子どもが相談したい相手や相談機関を把握し、必要に応じて紹介をする。

(2) 学校以外はいじめ相談窓口

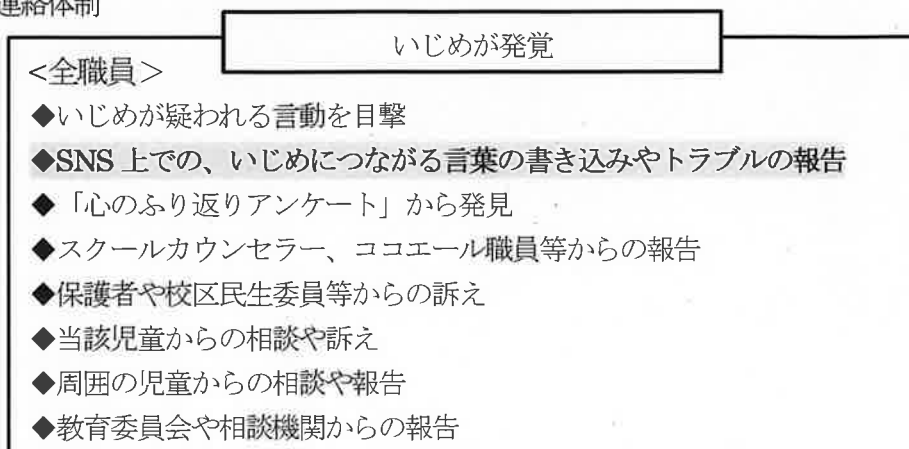
ココエール豊橋 こども専用ダイヤル 0800-200-7832	月～金 9:00～19:00 土・日 9:00～17:00 ※祝日、12月29日～1月3日を除く
愛知こころの電話 052-261-9671	10:00～22:00
子どもSOSほっとライン 0120-0-78310	24時間（年末・年始を除く）

※その他、市や県から配付される「いじめや悩み相談」機関のカード等の活用を呼びかける。

6 いじめを認知した場合の対応

いじめの情報をつかんだ時点で、学級担任が一人で問題を抱え込むことがないように、全職員で情報を共有した上で、迅速かつ的確に、そして組織的に対応する。

(1) 報告・連絡体制



↓

①管理職等への報告 〈担任を起点とした連携図〉

いじめ問題の対応を担当一人だけで行くと、解決を臆させるとともに事態を悪化させる危険性がある。初期対応がとて大切になるので、いじめの情報をつかんだ段階で、緊急事態であるという自覚をもち、些細なことでも速やかに報告を行う。

学級担任

→ 学年主任・生徒指導主任・生活サポート主任

→ 教頭

→ 校長

↓

②事実関係の正確な把握と調査 〈担任〉

当該児童だけでなく、保護者や友人関係からの情報を収集し、事実関係を迅速かつ生活に把握する。記録ノート等には

- ・時系列で事実をまとめる
- ・対応と被害児童、加害児童からの聞き取り内容を記録する

※事実確認は、被害者・加害者・情報提供者を個別に同時進行で行う。

※重大事態の場合

↓

③いじめ調査委員会の開催

校長、教頭、教務主任、校務主任（生活サポート主任）、生徒指導主任、当該学級担任及び学年主任、スクールカウンセラー、SSW、児童相談所、ココエール職員等による「いじめ調査委員会」を開き、学級担任が一人で抱え込むことがないよう、情報を共有した上で、組織的に対応する。

↓

④対応方針・対応策の決定

すぐに行うことに併せて、中・長期目標、指導方針等を明確にする。

- ・被害児童の保護、心のケア、学習の保証
 - ・加害児童への指導と対応
 - ・学級や他の児童への指導と対応
 - ・被害児童保護者、加害児童保護者への情報提供（児童からの聞き取りの事実関係の報告）
 - ・加害児童保護者への指導
 - ・関係機関との組織的な対応、警察等への通報・相談
 - ・教育委員会への報告 など
- ↓ ↓ ↓

【保護者との連携】

◆被害児童保護者へ迅速かつ正確に事実関係を伝えとともに、解決に向けた具体的方針と方策を提示し、早期解決に向けた協力を求めるとともに、共通理解を図る。

※電話ではなく、担任（必要であれば、学年主任や生活サポート主任も一緒に）が家庭訪問をし、丁寧に誠意をもって事実を伝え、事態を説明する。

◆加害児童の保護者にも、事実を伝え、状況を理解してもらった上で、謝罪の場を設けられるように、学校が適切に関与していく。

【教育委員会との連携】

◆重大事態やそれに類する問題については、速やかに市教委へ報告をし、連携を図りながら適切なアドバイスをもたう。

- ・被害児童が通常の生活が送れない状況が続いている事案
- ・暴力等による、大きなけがや医療機関にかかるような事態、金品の詐取など犯罪に関わる悪質な事案
- ・児童の生命や心身、財産に係る重大な事案

【関連機関との連携】

◆必要に応じて、児童相談所やココエール、警察、スクールロイヤー等に相談をしながら問題解決にあたる。

- ・犯罪行為として取り扱われるべきものであると判断した時には、早期に警察へ相談し、連携して対応にあたる。
- ・児童の生命、身体や財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときは、ためらわず、直ちに警察へ通報する。

(2) 組織の編成

①生活サポート委員会の実施

②いじめ調査委員会の編成

・校長、教頭、教務主任、校務主任（生活サポート主任）、生徒指導主任、養護教諭、当該学級担任及び学年主任、スクールカウンセラー、SSW、ココエール職員等

(3) 対応方針・対応策の決定（いつ、いつまでに、だれが、だれに、何をするのか）

- ・すぐに行うこと、中・長期目標、指導方針を明確にする。
- ・被害児童の保護
- ・加害児童への指導
- ・学級や他の児童への指導
- ・保護者、教育委員会、関係機関との連携

7 いじめ当事者並びに保護者への対応

保護者へ迅速かつ正確に事実関係を伝えとともに、解決に向けた具体的方針と対応策を提示し、協力しながら解決に向かえるように、共通理解を図る。（電話× 家庭訪問○）

(1) 被害児童

①親身な対応と支援

- ・最も身体関係のある職員（担任）が対応する。※場合によって学年主任等も一緒に対応をする。
- ・つらさや悔しさを十分に受け止め、具体的な支援内容を示し、安心感を与える。
- ・校内に居場所をつくり、心のケアと同時に、十分な学習指導を行う。
- ・最後まで絶対に守り抜くという方針で支援をする。

②心のケア

- ・スクールカウンセラー、相談員、臨床心理士等を活用し心理的ケアを十分に行う。

(2) 被害児童の保護者

- ・保護者にいじめの事実を正確に伝える。（児童への聞き取りの記録をとっておき、活用する。）
- ・被害児童を絶対に守るという姿勢を示す。

- ・学校として、解決に向けた具体的な方針と対応策を説明し、協力して解決に向かえるよう共通理解を図る。
- ・定期的に家庭と連絡を取り、学校での対応後の経過や、家庭での様子など、きめ細やかに情報交換をする。

(3) 加害児童

① いじめの内容に応じた指導・支援

- ・いじめの事実関係、背景、動機をしっかりと確認する。
- ・不満や不安等の訴えを十分に聞くとともに、いじめをした事実はしっかりと認めさせる。
- ・「いじめは絶対に許されないこと」という信念で指導にあたる。
- ・相手の心の痛みや苦しみに気づかせ、自分のとった言動を反省し、謝罪をすることができるように導く。

② 心のケア

- ・いじめを行う理由や、加害児童を取り巻く環境に目を向け、欲求不満をとり除くことができるような継続的な指導とサポートを行う。(スクールカウンセラー、教育相談員等)

(4) 加害児童の保護者

- ・事実関係を正確に伝える。
- ・保護者の心情を理解し、受けとめながら対応する。
- ・学校の指導方針を示し、具体的な助言(謝罪の場の設定や子どもへの対応方法など)を行う。

8 重大事態への対処

重大事態(下記)が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、【重大事態発生時の調査対応図】に基づいて対応する。

(1) 「いじめ調査委員会」の役割

① 構成メンバー

校長、教頭、教務主任、校務主任(生活サポート主任)、生徒指導主任、養護教諭、当該学級担任及び学年主任、スクールカウンセラー、SSW、ココエール職員等

② 役割

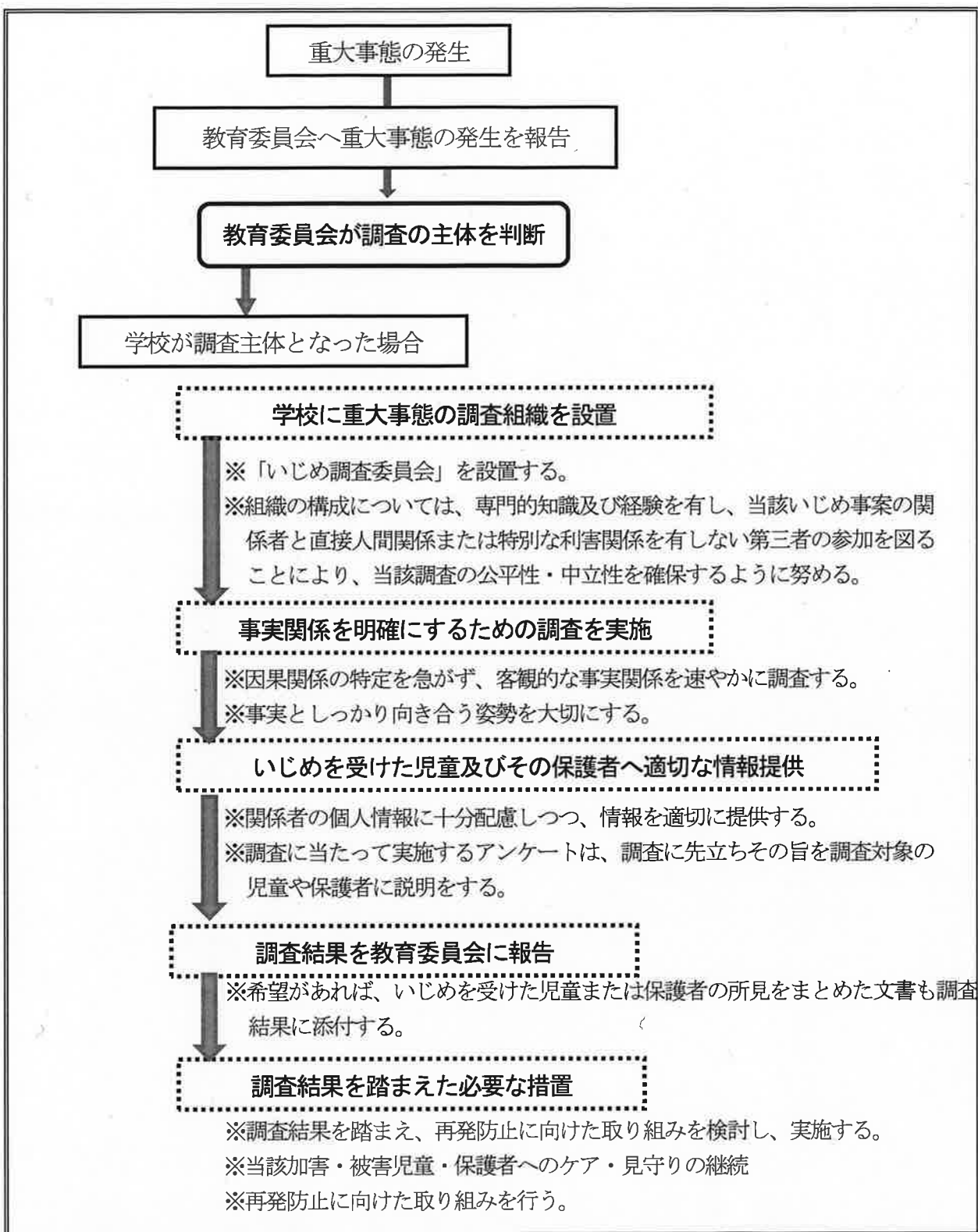
- ・いじめによる重大事態が発生した場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、「生活サポート委員会」のメンバーのうち関係教職員によって構成する「いじめ調査委員会」を設置し、その対策にあたる。
- ・正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。・事案への対応については、本委員会を中心に学校体制で迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

○いじめにより児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合

○いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされていると疑いがあると認める場合

- (例)
- ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合

【重大事態発生時の調査対応図】



- ・ 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「栄小学校いじめ調査委員会」を設置し、事案に応じてスクールカウンセラー、市の臨床心理士や教育相談員を加えるなどして対応する。
- ・ 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。
- ・ 市の教育支援コーディネーターを通じて関係機関との連携を取り、加害・被害双方の児童や保護者の心のケアに努める。

9 学校の取り組みに対する検証・見直し

- ・学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクル（Plan→Do→Check→Action）で見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- ・いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取り組み評価及び保護者への学校評価アンケートを年に2回（7月と12月）実施し、生活サポート委員会でいじめに関する取り組みの検証を行う。
- ・幼保小の情報交換を通して、入学前の交友関係を把握しいじめの未然防止に努めるとともに、効果的な指導方法についての検証を行い、今後の指導に生かす。
- ・中学校進学時には、小学校での事案について情報を共有するとともに、今後の被害児童の円滑な学校生活がサポートできるように話し合いの場を設定する。

10 その他

- ・いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- ・「学校いじめ防止基本方針」は年度当初に保護者への周知を図る。
- ・HPに掲載すると同時に、メール等でお知らせをする。
- ・長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止や早期発見に取り組む。